

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名	みやこ町	(都道府県: 福岡県)
本事業の担当部局名	行政経営課	

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)							
個別事業名	みやこ町結婚新生活支援助成金		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		事業開始年度	令和 3	年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,500,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 ○みやこ町はこれまで、「次世代育成支援対策推進法(H15)」に基づき、少子化対策や子育て環境の改善に努めてきた。また平成30年には「第2期みやこ町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、この中の基本目標の一つとして「若い世代の希望を叶え、誰もが活躍できる元気なまちづくり」を掲げ、その取り組みとして「結婚支援及び出会いの場の創設」と、「出産子育て支援の充実」の2つを軸とし、少子化対策を行っている。 ○しかしながら、本町の人口は平成18年の合併時の23,417人から減少を続け、令和5年12月末では18,049人となっている。合計特殊出生率も低い水準に留まっており、合併当初の平成18年度の数値は1.12、平成21年には1.42、平成24年には1.32、平成29年は1.56と、持ち直す動きもあるが、人口置換水準の2.07には達していない。出生数も減少を続け、合併当初の平成18年は121人であった出生数が、平成21年には128人、平成24年、平成27年、平成29年はいずれも106人と、一度持ち直したものの、減少に歯止めがかからない状況にある。 ○未婚化・晩婚化について、合併直後の平成19年の婚姻件数は84組あったのに対し、平成26年では73組、平成28年では65組と減少傾向にあり、令和2年の婚姻数は37件と大幅な減少となる。平成30年の婚姻率も3.35と、日本全体の婚姻率4.7(平成30年)と比べても低い状況にある。 ○また、国の調査によると、結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組として、「結婚や住宅に対する資金供与や補助支援」と回答された方が4割もいることから、みやこ町においても、経済的理由により結婚に不安を抱えている方が一定数いることが推測され、結婚を希望する方にとって、その実現に向けた後押しを図っていくことが不可欠である。 (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 第2期みやこ町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う」ことを施策とし、①結婚支援及び出会いの場の創設、②出産、子育て支援の充実を具体的事業の両輪として構築している。 <本個別事業の位置付け> 少子化対策としてのみやこ町結婚新生活支援助成金は、①に位置づけられる。本事業により、資金面で結婚を躊躇している若い世代の夫婦の増加を図り、人口減少に歯止めがかかることが期待される。							
個別事業の内容	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が500万円未満	☐	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	☐	各費用に係る合計が60万円	☒	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	☒	家賃	☐	住宅購入費用	☐	リフォーム費用	☒	引越費用
	【継続補助】							
継続補助規定の有無 有								
※(注)3 【その他独自要件】								
・申請日において、町内の民間賃貸住宅に住所を有し、かつ、婚姻日から2年以上継続して居住する意思があること。 ・新婚世帯に属する世帯全員が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃等の助成を受けていないこと。 ・新婚世帯に属する世帯全員がみやこ町及び他の自治体における本事業による助成金を受けたことがないこと。 ・新婚世帯に属する世帯全員が町税等を滞納していないこと。 ・新婚世帯に属する世帯員全員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。								

2. 申請見込

①新規世帯見込

5

世帯

②継続世帯見込

0

世帯

上記のうち

ともに29歳以下

世帯

その他

5

世帯

【世帯数積算根拠】

令和5年度の結婚支援等の相談、問い合わせ件数を引用。なお、事業令和5年度から所得要件が緩和されたこと、事業開始から3年が経過し事業の周知が進んでいると推察することから、令和5年度の世帯見込件数を継続し5件とする。

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)

0

世帯

×

600,000

円

=

0

円

(その他)

5

世帯

×

300,000

円

=

1,500,000

円

(継続補助)

円

<積算>

下記のとおり積算

5件 × 30万円 (1世帯上限30万円) = 1,500千円

【令和5年度申請状況】

実施中

申請世帯数見込

0

世帯

～12月(実績)

0

世帯

1月～3月(見込)

0

世帯

3. 広報の実施予定

・町ホームページや広報紙において結婚新生活支援事業の周知を図る。

・町が作成したチラシ等を役場や公共施設等に配架し、周知する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通

KPI項目

子育てしやすいと感じる人の割合

単位

%

目標値

70(令和6年度)

現状値

62.7(平成30年度)

参考指標 ※(注)5 ※全事業共通

項目

合計特殊出生率

単位

直近の実績

婚姻件数

件

37件(令和2年)

婚姻率

個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6

事業内容番号

KPI項目

単位

目標値

現状値

(アウトプット)

1

支給世帯実績／支給見込世帯数の割合

%

70

0

(アウトカム)

1

結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」

%

50

0

2

結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」

%

100

0

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7

・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。

・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。また、都道府県主導型市町村連携コースの実施要件として、県が本交付金を活用して取り組む2事業については、実施計画に基づいた連携・協力を行う。

民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8

・町内の不動産業者や引越業者に対し、チラシ配架等に協力頂くことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。

・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。